経営管理権集積計画

1 個別事項

敕	珊		(7		の設定を	受ける	市町村	(名称) 福島市長 フ	木幡 浩				(所在地) 福島県福島市五老内町3番1号			
整 番	理 号	集R7-6		集R7-6 経営管理権を設定する森林の森林				の森林	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)		
所有者(甲)																
		乙カ	経営	管理権の	の設定を	受ける	森林(経営管理権の		 木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	計 所在		地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権の 始期	/_ <++000	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	福島市村 字日山	以 本 坂	' '	吾妻 60	221	山林		スギ	55	公告日	令和23年3月31日	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	同上		2	吾妻 60	159	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
3	同上		3-2	吾妻 60	131	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
4	同上		5-1	吾妻 60	123	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
5	同上		6-2	吾妻 60	123	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
6	同上		10-2	吾妻 60	123	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
7	同上		11-2	吾妻 60	131	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
8	同上		12-2	吾妻 60	220	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
9	同上		13	吾妻 60	131	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
10	同上		14	吾妻 60	220	山林	1.27	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
11	同上		17-2	吾妻 60	134	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
12	同上		17-3	吾妻 60	221	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
13	同上		17-4	吾妻 60	159	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
14	同上		17-7	吾妻 60	134	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
15	同上		18-1	吾妻 60	144	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
16	同上		18-4	吾妻 60	146	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
17	同上		18-7	吾妻 60	143	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
18	同上		18-8	吾妻 60	146	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
19	同上		23-1	吾妻 60	123	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		

	Z	こが経営	管理権	の設定を	· 受ける	森林(A)		現況 林齢 経営管理権の	(F) W METER IN CO.			7 / "TI-D +	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢		経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
20	福島市桜本 字日山坂	1-2	吾妻 60		山林		スギ	55	公告日	令和21年3月31日	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
21	同上	17-13	吾妻 60	141	山林	0.07	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
22	同上	18-5	吾妻 60		山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
23	同上	3-1	吾妻 60		山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
24	同上	4-2	吾妻 60	219	山林	0.23	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
25	同上	11-1	吾妻 60		山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
26	同上	12-1	吾妻 60	149	山林	0.08	ザツ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
27	同上	17-1	吾妻 60	149	山林	0.07	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
28	同上	17-5	吾妻 60	149	山林		ザツ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
29	同上	17-9	吾妻 60	132	山林	0.06	ザツ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
30	同上	18-2	吾妻 60	228	山林	0.07	ザツ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
31	福島市桜本 字日山	3	吾妻 60	175	山林	1 00	スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
32	同上	6	吾妻 60	179	山林	1.08	スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
33	同上	4	吾妻 60	176	山林	0.04	ザツ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
34	同上	5	吾妻 60	177	山林	0.84	ザツ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
35														
36														
37														
38														
39														

	Z	こが経営	管理権	の設定を	受ける	森林(A)	_	経営管理権を設定する森	5森林の甲以外の権原者(E)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	福島市桜本 字日山坂	1-1	吾妻 60	221	山林		スギ	55					
2	同上	2	吾妻 60	159	山林		スギ	55					
3	同上	3-2	吾妻 60	131	山林		スギ	55					
4	同上	5-1	吾妻 60	123	山林		スギ	55					
5	同上	6-2	吾妻 60	123	山林		スギ	55					
6	同上	10-2	吾妻 60	123	山林		スギ	55					
7	同上	11-2	吾妻 60	131	山林		スギ	55					
8	同上	12-2	吾妻 60	220	山林	-	スギ	55					
9	同上	13	吾妻 60	131	山林		スギ	55					
10	同上	14	吾妻 60	220	山林	1. 27	スギ	55					
11	同上	17-2	吾妻 60	134	山林		スギ	55					
12	同上	17-3	吾妻 60	221	山林		スギ	55					
13	同上	17-4	吾妻 60	159	山林		スギ	55					
14	同上	17-7	吾妻 60	134	山林		スギ	55					
15	同上	18-1	吾妻 60	144	山林		スギ	55					
16	同上	18-4	吾妻 60	146	山林	_	スギ	55					
17	同上	18-7	吾妻 60	143	山林		スギ	55					
18	同上	18-8	吾妻 60	146	山林		スギ	55					
19	同上	23-1	吾妻 60	123	山林		スギ	55					

	Z	乙が経営	管理権	の設定を	受ける	森林(A)		経営管理権を設定する森林	kの甲以外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
20	福島市桜本 字日山坂	1-2	吾妻 60	141	山林		スギ	55				
21	同上	17-13	吾妻 60	141	山林	0.07	スギ	55				
22	同上	18-5	吾妻 60	141	山林		スギ	55				
23	同上	3-1	吾妻 60	219	山林		スギ	55				
24	同上	4-2	吾妻 60	219	山林	0.23	スギ	55				
25	同上	11-1	吾妻 60	219	山林		スギ	55				
26	同上	12-1	吾妻 60	149	山林	0.08	ザツ	50				
27	同上	17-1	吾妻 60	149	山林	0.07	スギ	55				
28	同上	17-5	吾妻 60	149	山林	0.06	ザツ	50				
29	同上	17-9	吾妻 60	132	山林	0.00	ザツ	50				
30	同上	18-2	吾妻 60	228	山林	0.07	ザツ	50				
31	福島市桜本 字日山	3	吾妻 60	175	山林	1.08	スギ	50				
32	同上	6	吾妻 60	179	山林		スギ	50				
33	同上	4	吾妻 60	176	山林	0.84	ザツ	70				
34	同上	5	吾妻 60	177	山林	0.04	ザツ	70				

. (/)=7	CIHHII.		する。
		- 니 / (조	v ovo

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

福島市長 木幡 浩

印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び保育を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、森林保険に加入している場合を 除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(8)、(14)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 森林保険

- ① 乙による森林整備実施後に気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。 ただし、②に掲げる森林保険の加入を甲が承諾しない場合、甲が復旧を行うこととする。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとし、加入は森林整備実施後、期間は経営管理権の存続期間内とする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (9)災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。
	福島市桜本字日山坂	1-1	吾妻60	221	│ ○ 乙は、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	同上	2	吾妻60	159	↑ ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は施業実施地に隣接
	同上	3-2	吾妻60	131	する道路等からの目視によって判断できる限りで行うものとする。
	同上	5-1	吾妻60	123	
	同上	6-2	吾妻60	123	
	同上	10-2	吾妻60	123	
	同上	11-2	吾妻60	131	
	同上	12-2	吾妻60	220	
	同上	13	吾妻60	131	
	同上	14	吾妻60	220	
	同上	17-2	吾妻60	134	
	同上	17-3	吾妻60	221	
	同上	17-4	吾妻60	159	
	同上	17-7	吾妻60	134	
	同上	18-1	吾妻60	144	-
1	同上	18-4	吾妻60	146	-
	同上	18-7	吾妻60	143	
	同上	18-8	吾妻60	146	
	同上	23-1	吾妻60	123	
	同上	1-2	吾妻60	141	
	同上 同上	17-13		142	
	同上	18-5 3-1	吾妻60 吾妻60	143 219	
	同上	4-2	吾妻60	219	
	同上	11-1	吾妻60	219	
	同上	12-1	吾妻60	149	
	同上	17-1	吾妻60	149	
	同上	17-5	吾妻60	149	
	同上	17-9	吾妻60	132	
	同上	18-2	吾妻60	228	
	福島市桜本字日山	3	吾妻60	175	
	同上	6	吾妻60	179	
	同上	4	吾妻60	176	
	同上	5	吾妻60	177	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
	福島市桜本字日山坂	1-1	吾妻60	221	〇 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐及び造林に係る経費及び木材の販売に係る経費、
	同上	2	吾妻60	159	- その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料)として乙が算定した額を控除した額とする。 -
	同上	3-2	吾妻60	131	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
	同上	5-1	吾妻60	123	○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
	同上	6-2	吾妻60	123	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
	同上	10-2	吾妻60	123	○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに 当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
	同上	11-2	吾妻60	131	│ ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管
	同上	12-2	吾妻60	220	理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
	同上	13	吾妻60	131	(4. 留意事項)
	同上	14	吾妻60	220	│ ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預 │ り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出
	同上	17-2	吾妻60	134	しの必要がなくなるまでとする。
	同上	17-3	吾妻60	221	│ ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された │ 経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	同上 同上	17-4	吾妻60	159 134	○ 主伐を実施しない(間伐のみ)場合は、上記の限りではない。
	同上	17-7 18-1	吾妻60 吾妻60	134	
	同上	18-4	音要60 吾妻60	144	
1	同上	18-7	吾妻60	143	
	同上	18-8	吾妻60	146	
	同上	23-1	吾妻60	123	
	同上	1-2	吾妻60	141	
	同上	17-13	吾妻60	142	
	同上	18-5	吾妻60	143	
	同上	3-1	吾妻60	219	
	同上	4-2	吾妻60	219	
	同上	11-1	吾妻60	219	
	同上	12-1	吾妻60	149	
	同上	17-1	吾妻60	149	
	同上	17-5	吾妻60	149	
	同上	17-9	吾妻60	132	
	同上	18-2	吾妻60	228	
	福島市桜本字日山	3	吾妻60	175	
	同上	6	吾妻60	179	
	同上	4	吾妻60	176	
	同上	5	吾妻60	177	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、主伐を実施し、木材の販売収入額及び 主伐後の経営管理に係る持ち出しの必要額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

